

第2回登別市水道事業運営審議会議事録

開催日時

平成30年4月27日（金）午後2時30分

開催場所

登別市役所 第二委員会室

出席者

委員9名（会長、副会長含む）

事務局

10名

1 開会

（会長）

皆さん、お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。第2回登別市水道事業運営審議会を開催いたします。

前回の第1回審議会では、「登別市水道事業の現状について」と「経営戦略について」、事務局より情報提供いただいた後に、諮問事項である「水道料金の改定」について改定の経緯、水道料金の算定方法、料金改定率の設定あたりの考察経緯、現時点における改定案について説明いただき、これに関して質疑を行いました。

その後、審議に必要となる資料について討議を行った結果、①漏水状況の経年比較に関する資料、②前回料金改定による使用水量及び料金収入への影響がわかる資料について、本日の第2回審議会までに、事務局にて資料を用意することとなりました。

本日は、まずは用意された資料について事務局から説明を受け、これに関する質疑を行った後に、水道料金改定の是非などに関する審議を行ってまいります。

審議に先立ちまして、まずは日程2の議事録署名員選出を行います。

2 議事録署名委員選出

（会長）

会議録署名委員につきましては、前回の審議会におきまして、1回の会議ごとに五十音順で二名ずつお願いすることとなっております。

3 資料説明及び質疑

(会長)

それでは日程3の資料説明及び質疑に移ります。前回の審議会で要求した資料について、1項目ずつ事務局より説明を受けた後に、これに関する質疑を行います。

それでは、事務局より、「漏水状況の経年比較について」、説明願います。

(事務局)

それでは、事務局より「漏水状況の経年比較について」、説明させていただきます。

第1回審議会において、お示ししました過去3か年分の漏水修理件数に追加しまして、過去5か年分の漏水修理件数を調査いたしました。また、参考に修理費用についても記載しております。

まず、(1)漏水調査委託により発見し、対応した漏水件数についてですが、2014年度と2015年度で大きく件数が変わっておりますが、この部分につきましては、漏水調査委託の調査方法を変更しております、調査範囲を拡大しておりますので、そのことにより漏水調査件数が増加しているものであります。

また、(2)漏水調査委託以外で発見し、対応した漏水件数についてですが、年度により件数のバラつきはありますが、概ね増加傾向となっております。

次に、(1)と(2)を合計したものと、有収率及び有効率を示しております集計表には、(1)と(2)を合計した件数、また修理費用の合計を記載しております、またその年度における有収率及び有効率を下段にしめしております。

有収率及び有効率についての説明ですが、有収率は、給水した水量に対し、料金収入のあった水量の割合であります、また有効率につきましては、給水した水量に対し、料金収入のあった水量にさらに収入はないが有効に利用された水量を足したものの割合となります。具体的に有効に利用された水量とは、工事に伴う管洗浄や配水池の清掃に使用された水量のことです。有収率及び有効率につきましては、2014年度以降は上昇傾向になっておりまして、漏水調査委託の効果などにより、効率的に給水されている状況と考えております。

次に、漏水修理件数の推移をグラフに示しております。棒グラフと近似曲線でしめしておりますが、2013年度から2017年度の5か年においては、漏水修理件数は増加傾向にあると考えております。

説明は以上でございます。

(会長)

ありがとうございました。それでは、委員の皆様より、「漏水状況の経年比較について」、ご質問等があれば挙手にてお願いします。

(委員)

調査方法を変更したとあるが、どのように変更したのかということと、調査範囲を拡大したとあるが、具体的にどのように変わったか教えていただきたい。

(事務局)

2013年度から2014年度にかけて有収率、有効率が下がってきましたので調査方法を見直し、調査範囲を拡大したところです。具体的には今までは、道路上だけの漏水調査を行ってきましたが、それではなかなか漏水が発見出来ずに有効率等も上がらない状態でしたので、道路だけではなく、宅地内のメーターのボックスなどの調査も併せて行っているところです。

(委員)

有収率と有効率の2つを示す理由は何でしょうか。

(事務局)

一般的に水が有効に利用されているのかを示すには有効率を使っていますが、料金の部分と施設が有効に利用されているかの2つの部分で考えますと有収率になりますので、大きく傾向は変わらないものですが、今回は2つの項目を記載しただけで、理由等は特にありません。

料金に関係しているという点では、有収率を使うほうがなじむかもしれません

(委員)

有効率や有収率については、作った水がどの位失われているかということであり、示されている件数等については、発見出来た漏水の一部でありまして、発見されていない漏水も多くあると思います。その中で実際の起きている漏水に対してどの位発見できたのかを調査する必要があるが、今後施設の更新の際に出てくると思います。

また、宅地内の漏水も多くありますが、現在はどのように発見しているのでしょうか。

(事務局)

宅地内の漏水につきましては、夜間使用水量が少ない時間に、メーターの音を聞いて調査を行っています。水の流れる音が聞こえた場合には、どの場所なのかを特定し、メーター以降であればお客様が、メーター内であれば市が負担して修理しています。

(委員)

住宅も年数を経ってくると、宅地内での漏水が増え、メインの管を更新しても漏水は減らないと思うので、市民に対して何年経過したら管に異常がでるかもしれない等の周知も必要になるのではないかと。

(会長)

その他、質問ありませんでしょうか。無いようですので、引き続き事務局より「前回料金改定による使用水量及び料金収入への影響について」、説明願います

(事務局)

続きまして、「前回料金改定による使用水量及び料金収入への影響について」説明させていただきます。

資料3ページになります、家事用の年間給水量の推移ですが、前回の料金改定を2007年度に行っており、翌年2008年度の給水量は前年に比べ下がってはいますが、全体で、おおむね減少傾向できていますので、料金改定の影響で大きく下がったという状況ではないと考えています。また、家事用以外につきましても、毎年の減少傾向のまま、特に下がったような、極端な増減が見られないものと考えています。

続きまして、水道料金収入の推移ですが、2004年度から料金改定前の2006年度までは料金収入は減少しており、2007年度の料金改定により増加したものの、2011年度よりまた減少傾向になり、2014年度には料金改定前の2006年度と同程度の料金収入まで減少し、その後も減少傾向が続いております。

これらのグラフから、前回料金改定前後で、利用者が極端に水の使用を抑えた傾向は見られず、経営戦略や料金改定のシミュレーションにおける推計値についても、通常の人口減少等による給水量の減少分を見込んでいるため、今回改定の影響も推計値の範囲でとどまるものと考えています。

以上で説明を終わります。

(山田会長)

ありがとうございました。それでは、委員の皆様より、「前回料金改定による使用水量及び料金収入への影響について」、ご質問等があれば挙手にてお願いします。

(委員)

2点あります。水道料金収入の推移についてですが、人口減少が収入の減少に繋がっているとの話でしたが、実際どの位減少しているか解るように、人口を表

示して欲しいということと、年間給水量の推移について、家事用は人口減少が理由とわかるが、家事用以外も同様に減少しているのは、企業の倒産等が理由として考えていいものなのでしょうか。

(事務局)

企業1件毎の推移は把握できませんが、給水戸数につきましては毎年減少していますので、それに伴い給水量も減ってきているものと考えています。例えば2007年度では、1,313件あったものが、2016年度では1,184件となっており、確実に減ってきていますので、その影響ではないかと思えます。

人口につきましても、毎年300人程度の減少は続いておりまして、その中で2014年度は700人ほどの減少が見られ、大きく収入に影響を与えています

また、大口需要者によって大きく収入が変動しますので、使用の開始、停止で大きく変わってくることもあります。

(委員)

年間給水量の推移も、1人当たりや企業当たりに変えるともっと見やすくなるのではないかと。

また、前回料金改定の影響はないとのことだが、大きくないのかもしれないが改定後翌年は落ちていると見えると思う。料金改定の幅が大きいともっと影響が顕著になると思うし、節水意識も強くなると思うので、実際にはどの位影響があったのかを見込みに盛り込む必要があると思う。

グラフの表示に関しても、どのように話を進めるかによって単位の設定が変わると思うので、見せ方も考えてほしい。

前回の料金改定で10%上げたとのことだが、収入だけみると10%上がっていないので、やはりその部分が料金改定の影響になっていると思うが。

(事務局)

前回の料金改定の時期が年度途中の7月実施だったので、1年間分新料金ではないので、その影響もあると思えます。

(委員)

確かに、その影響もあると思うが、2008年度と比べてもやはり改定率まで料金収入が増えていないので、料金改定によって実際にはどの位収入が増えるのかを検証しておく必要があるのではないかと。

(会長)

その他、質問ありませんでしょうか。無いようですので、引き続き事務局より「登別温泉浄水場の現状と更新による効果について」、説明願います。

(事務局)

それでは、「登別温泉浄水場の現状と更新による効果について」説明させていただきます。

登別市水道事業では、全体計画が40年からなる登別市水道施設整備計画を策定しております。今回につきましては、前回審議会における委員の皆様のアドバイスに従いまして、その中でも改定に係る主要な施設整備として主に更新の効果についてご説明するものでございます。

現在の登別温泉浄水場の外観を示しております、2階部分ですとかは綺麗に見えますが、建設年は1966年でして、築52年を過ぎている施設となっております。次は2005年以前の写真になりまして、この年にサイディングを貼りましたので、一見綺麗には見えますが、その裏ではこのような状況になっております。この施設につきましては、1979年以前の基準で建設されておりますので建設年次の基準からしても耐震性能は低いと判断される建物でございます。

次に登別温泉浄水場の給水区域を示しています。登別温泉町にありまして、そこから中登別町、登別本町、幌別町、栄町までを供給する、登別市全体の約3割をまかなっている重要な浄水場であります。

次に登別温泉浄水場は登別温泉町に位置しておりまして、新たに建てる浄水場につきましては、旧登別温泉小学校の敷地を利用する予定となっております。次のスライドは位置図を拡大したものになります。登別温泉浄水場で作った水を貯めるための高区配水池があります。この施設の水源につきましては、クスリサンベツ川から取水をしておりまして、矢印で示した通り川の水を導いています。登別温泉浄水場で浄水処理をしてきれいになった水が高区配水池に貯められ、そこから登別温泉町に配水されその後、栄町まで給水されている状況であります。新しい浄水場は、旧登別温泉小学校の敷地、具体的には旧小学校、旧教職員住宅を解体した後に、建設を予定しています。浄水場の種類としましては、現在の浄水場が自然の砂を使ったろ過をしている浄水場ですが、更新後は膜ろ過の浄水場を予定しております膜ろ過の膜とは、工場で規格に沿って製作をされた材料を砂の代わりに使ってろ過をするものであります。

現在のものより敷地が広く見えるかもしれませんが、次のスライドの浄水処理フローを見ていただくと解るかもしれませんが、現在の登別温泉浄水場は当時の基準で作られおりますので、非常にコンパクトな施設であります。ただし、現在の基準で建替えしようとするすと、様々な施設が必要になりますので、今の敷地では建てる事が出来ないのです、ある程度大きな敷地が必要になります。また、

浄水場建替えた時は新しいのですが、いずれは更新しなければならないので、その時に使う敷地を踏まえまして、今回の敷地の大きさを設定しております。

続きまして、現在の登別温泉浄水場内部の様子になります、下の方に写っているのが、高速凝集沈でん池と呼ばれるもので、天井の部分などはアーチ状になっていて、鉄骨が剥き出しになっている状態で古さを感じさせる施設であります。その沈でん池の内部は普段は川の水を蓄えています、水を抜いた状態の写真になります。アップの写真を見てみると、かなり錆びが目立ち、老朽化した施設ということがわかると思います。

続きまして、少し引いた写真になります。奥に見えますのですが、先ほど説明しました沈でん池になりまして、手前の方がろ過池といたしまして、砂を使って、川の水をきれいにする施設が写っております。現在のろ過池につきましては、砂を使ってろ過をするものであります、そのモデルを示しています。水が上から下に流れていって下から出てくるころには、きれいになっているという仕組みです。主に、砂や砂利を使って水をきれいに行っているのが、現在の砂ろ過方式と呼ばれる浄水場です。この浄水処理の方式では、通常時のきれいな水に対しては非常に有効です。先ほどクスリサンベツ川から取水していると説明しましたが、通常時のクスリサンベツ川は非常に正常な水で、川の底が見えるような透明度で、きれいな水です。取水口の周辺は、国有林野であり保安林に指定されています、又支笏洞爺国立公園の特別区域にも指定され、天然記念物の登別原始林にも隣接をしていますので、自然に恵まれた地域であるとともに、自然が手厚く保護されている地域でありますので、通常時においては、非常に正常で恵まれた原水を取水することができます。そういう原水の場合の、砂ろ過を通した時のイメージですが、ろ過砂を通るときに、濁りを表面ですべてを取るわけではなく、ある程度中の方にも入っていきませんが、その部分では砂に付着をさせるという方式が現在のものであります。通常時はこの仕組みによって、十分きれいな水にすることが出来ています。

クスリサンベツ川について、大雨が降るとかなり厳しい状態になります。2017年9月18日の川の状況を見ますと、台風や大雨が降ると、一瞬にして、このような濁流の川になってしまいます。この時の最高濁度が200度ほどになりまして、浄水場は、その影響で11時間停止をしました。現在の浄水場の仕組みで言いますと、濁度50度位で停止をしないとイケませんので、この時は11時間停止したという状況です。ただし、浄水場できれいした水を貯める高区配水池がありますので、浄水場が停止したからといって、すぐに断水する訳ではござい

ません。この時も11時間は耐え切れたという状況ですが、停止時間が長くなっていくと、配水池の水も減っていきますので、最終的には断水に至る可能性があります。取水停止の回数ですが、2016、2017年度の2か年では、幌別浄水場も併せてですが、13回取水を停止する事態になりました。

この大雨の時のクスリサンベツ川の時に、温泉浄水場はどのようになっているのかと申しますと、濁度が高いまま、ろ過池の方へ入って行ってしまうことになります。ろ過池にそのまま入っていきますと、ある程度濁りを取ることは出来るのですが、濁度を落とさきれないという状況になります。そのような状況では、皆様にお届けできる水ではなくなってしまいますので、そうなる前に取水を停止しなければならない。現在の浄水場のシステムでは、この濁度に対応し切れていないというのが現状であります。

続きまして、更新後は膜ろ過にするという話をしていますが、更新後のイメージについて説明いたします。ろ過膜につきましては、隙間が狭いために、物理的に濁り等は通り抜けられないような仕組みになっておりますので、かなり濁度の高い水がきても、表面ですべて汚れを取りきってしまうので、かなり濁度の少ない、きれいな水が出来ることになります。その時に、汚れを薬品で沈めるという一般的な作業も必要ありませんので、結果的に薬品も少なくすむこととなりますので、少ない薬品で濁りを確実に除去出来るという点が、膜ろ過にすることのメリットと考えております。通常時においても高濁度時においても同じことで、表面で全ての汚れを取るということになります。

膜ろ過については様々種類がありますが、例えば無機膜の場合では、濁度1000度までろ過が出来るという実績が他の事業体でありましたので、写真のような、濁度200度の水であっても、問題なくろ過することが出来るということになり、浄水場を停止することがありませんので、断水のリスクの低減になると考えています。

膜ろ過でろ過した場合のイメージ写真になりますが、茶色い川の水を膜ろ過でろ過すると、透明な水ができるということになります。また具体的に数字で表しますと、現在の浄水場の濁度計では0.02度という数字を示しており、濁度の基準が0.1以下とされていますので、十分基準の5分の1という小さな濁度で処理が来ていますので、水道法に則って基準通りの水ができています。

しかし、他の事業体の例を用いてご説明しますが、膜ろ過で処理した場合には数字が0.001度と示しており、基準の100分の1まできれいにすることが出来ることとなりますので、この部分も膜ろ過にすることのメリットと考えてお

ります。

膜と言ってもあまり一般的ではないので、イメージがわからないと思いますが、色々種類がありまして、丸いものや棒状のものがあり、無機膜と呼ばれるものでセラミック製の膜になります。また有機膜と呼ばれるものもあり、かなり細かい穴のあいた管がたくさん集まったもので、ろ過をするという仕組みです。

膜ろ過のデメリットとしては、ポンプを使ってろ過をしますので、電気代がかかると言われてしています。

次に更新後のイメージになりますが、筒状のものの中に膜材が入っていて、水がその筒を通りきれいになるということです。

浄水場の規模にもよりますが、登別市のような規模であれば、無人運転が可能になります。先ほど電気代がかかるという話をしましたが、トータル的に考えると、膜ろ過は安価であると考えております。

また、耐震化施設にもなりますが、これは膜ろ過に限ったことではなく、今の基準で建設をすれば耐震化のされた施設になるということです。

最後に更新による効果についてまとめました。

高濁度でも少ない薬品で確実に濁りを除去することが出来ます。また無人運転が可能になりますので、維持管理経費の低減に繋がると考えております。また耐震化されより強靱な水道施設になると考えています。

その結果、安心、安全な水道水を安定的に供給できると考えており、水道事業の使命を果たしていけるものと考えてございます。

最後に参考としまして、現状においても安心、安全な水を提供していることについて、現状の水道水質について参考にご報告いたします。

登別市では、水道法に基づきまして水質基準を満足するよう、取水から給水まで一環した水質管理を実施しております。スライドに示しています通り、原水で2箇所、浄水で6箇所の採水地点を設けておりまして、水質検査を行っております。水道水の安全が確保されるように日々取り組んでいるところであります。

次に水質検査の頻度についてですが、水道法に基づきまして、毎事業年度の開始前に、1年間の水質検査計画を策定しております。その中では、検査の頻度、概要等を記載してホームページ等で公表しております。実際の頻度ですが、水質の項目によりますが、毎月行っているもの、年4回行うもの、年1回行うもの何種類かの検査を日々行っております。例えば8月に行います、全項目検査と呼ばれる年1回の検査につきましては、69項目と非常に多くの検査を実施して、水道水質の安全性を確認しております。

水質項目の代表的なものを示しており、一般細菌で0、総トリハロメタンは基準が0.1に対して0.017、濁度は基準が2度に対して0.1未満となっており、現状においても十分水道法に則った安全な水を作ることができます。

最後に、将来見込まれる水質のリスクについてですが、昨今の大雨特に局地豪雨の状況を見ますと、今後についてはさらにそのような雨が増加していくことが懸念されていますので、高濁度原水への対応が必要と考えており、それぞれの浄水場において対応を進めているところです。

以上で説明を終わらせていただきます。

(会長)

ありがとうございました。それでは、委員の皆様より、「登別温泉浄水場の現状と更新による効果について」、ご質問等があれば挙手にてお願いします。

(委員)

登別は雨がとても多い場所なので、膜ろ過方式はとても良いものだと思うのでぜひすすめてやっていただきたい。昨年大雨時に11時間取水停止しても凌げたとの話であったが、それ以上長くなっていたらと考えると、やはり雨で川が濁っても浄水が出来る膜ろ過は必要だと思います。

また、自分の住んでいる家が、どこの浄水場からきているのかを、市民の皆さんに周知する等して、今回の料金改定を期に、水道に関心を持ってもらえるような取組が必要だと思います。

(委員)

膜材については、半永久にもつものなのでしょうか。

(事務局)

膜材は色々種類がありますので、7、8年もつものから、10年から15年もつようなものもあります。現在は設計をしていない段階ですので、今後費用対効果を検証しながら、どの膜材を使うか決めていく予定です。いずれにしても耐用年数はありますので、交換は必要になります。

(委員)

実際の金額はどの位になるのでしょうか。

(事務局)

市では、現在の砂ろ過方式と膜ろ過方式とを比べまして、建設費、維持管理費膜の交換費用等を全て含めて、費用対効果も考慮した結果、膜ろ過方式にするという方針を決めました。

また、実際の金額につきましては、過去の事業者が建設した膜ろ過施設の費用

から、日本水道協会が定めている算定方式に則り予算を算定していますが、設計も行っていない段階ですので、具体的な費用についてはお答えできません。

(委員)

具体的な事が決定する前には、市民に情報周知はあるのでしょうか。

(事務局)

市民の皆様はどこまで詳しく説明するのかは決定していませんが、少なくとも我々は議会に対して、建設方法や委託業者、金額について報告し、議決を頂く流れになっていますが、現段階ではご報告できる状況ではありません。今後については、それぞれ段階があると思いますので、その都度、議会を通じて市民の皆様にも情報提供を行ってまいります。

(委員)

通常であれば、設備を更新するという事は、今回設備投資をするが、将来的にきれいで安い水を供給できるようになるということだと思うが、今回は費用が増えていくので、料金を上げますとのことだが、市民に対するメリットが見えてこない中で、市民が理解してくれるのかが不安があるので、周知方法等を含め考えていただきたい。

(委員)

市内の3割に供給している、温泉浄水場が建設後50年以上も経過し、設備もかなり老朽化が進んでいるので、安定的に水を供給できるようにするためには、更新が必要だと思う。また、登別は雨が多いことから、高濁度でも水を浄水できる膜ろ過方式に採用して、台風や大雨の災害に対応出来る浄水場が必要だというアピールをして、そのためには費用が必要になるということを市民に説明していけばいいと思う。

(委員)

市民に対しての説明方法ですが、これからの施設更新で、どこにどの位お金がかかるのかが見えていないので、浄水場、管の整備等具体的にどの位かかるので不足が生じるので料金値上げするといった説明をしないと、市民も値上がりした部分がどこにあたるのか知りたいと思う。今回は浄水場の更新が多くを占めてはいますが、現状の施設を維持するだけでも十分費用はかかっているのも事実なので、そこも含めある段階では、市民に対して説明が必要ではないか。

(委員)

温泉浄水場を膜ろ過にするとの方針だが、幌別地区にも水を供給できるようにすれば、今後その地区の工事がなくなるのではないのでしょうか。

(事務局)

幌別地区の一部が高台にあるということもあり、高い水圧がないと供給できない状態であり、技術的にはポンプを設置する等すれば出来ませんが、費用対効果を考えると、そこまで投資する必要はないと考えています。

(委員)

周囲の人に聞くと、水を作るのに薬品を使っているのは知っているが、塩素しか使っていないと思っている人が多いので、資料を見ると色々使っているのが解かるので、市民にも情報提供して欲しい。また、その中で凝集剤とありますが、これはどのようなものなんでしょうか。

(事務局)

水道法で供給する水は、濁度が2度以下と決まっていますが、登別市の場合は浄水場で作る水の濁度は、指針において0.1度以下との基準が適用され、また砂ろ過の場合には凝集剤を入れなさいとなっていますので、入れて水を作っている状況です。

凝集剤を入れることによって、汚濁物質を固まりにして、沈でん池に沈降させる役目があり、きれいな上水の部分をろ過して水を作っています。

(委員)

水の中にある濁りは反発しあっているので、凝集剤を入れることによって濁り同士が固まってくれれば、重くなるので落ちていく。

当然、体に悪いものではないので、安全なものです。

(会長)

その他、安心安全な水という観点からも、何かご意見等ありませんでしょうか

(委員)

今回の審議会におきて、将来へ向けての提案ということで、マイクロプラスチックという、凄い細かいものでペットボトルに入って売られている等の話も聞きますので、次にその関係の資料を用意して欲しい。

また、クリアランス金属と言って、廃炉になった金属を加工するように決定し将来この地域にも放射線の影響が考えられますので、将来の水についても考えていただきたいということと、水道の民営化は将来起こりうることだろうと思っていますので、この3点について、最後検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか

(委員)

マイクロプラスチックは、私たちが出したプラスチックは海で小さくなり、魚

の体内に入ってくるというもので、海外の浄水場で検出されたことをニュースで見たが、今回は水源が浄水場よりも上にありますし、上流に汚水処理施設がある訳でもないので、影響が全く無いわけではないとは思いますが、今回の浄水場建設についてはあまり考えなくても良いと思う。

クリアランス金属についても、今回の浄水場建設に使用される可能性はかなり低いもので、影響はあまりないと思います。

民営化につきましては、世界的にも進んでいますので、当然考えていくべきことだと思います。

(会長)

その他、全項目を通じまして、ご質問等ありませんでしょうか。

無いようですので、日程4の住民説明会の開催結果報告に移ります。

4 住民説明会の開催結果報告

(会長)

それでは、事務局より先日開催しました、住民説明会について開催結果報告をお願いします。

(事務局)

水道料金改定に関する住民説明会の開催結果につきまして、ご報告いたします。開催概要ですが、2018年4月20日、23日、24日の3日間をかけまして市内3か所において、市民の皆さんに現時点における水道料金改定に関する市の考え方をお知らせするために住民説明会を開催いたしました。

説明内容につきましては、登別市水道事業の現状について、登別温泉浄水場の現状と更新による効果について、登別市水道事業経営戦略について、水道料金の改定についての4項目を説明させていただきました。

日時と場所については、1会場で午後2時からと午後6時からと2回行いまして、合計で6回開催いたしました。4月20日には婦人センター、23日には鷺別公民館、24日は市民会館でそれぞれ開催いたしました。参加人数につきましては、総数で23名に参加していただきまして、20日婦人センターでは、14時から1人、18時から1人、23日鷺別公民館では、14時から8人、18時から4人、24日市民会館では、14時から4人、18時から5人の参加となりました。

説明会において、市民の方からいただいた主な意見としましては、水道事業を運営していくためには、費用がかかるものだという認識を昔よりも持っており、

20%程度の料金改定はやむを得ないものと思う。水道施設の老朽化が進んでおり、今後は給水人口が減っていることで料金収入が少なくなることは理解できるが、未収金があるのであれば、その対策をしっかりと行ってもらいたい。現段階での改定率案では19.49%は最低限必要との説明であったが、電気代やガス代などの他の公共料金と比べると、水道料金は安いイメージがあるので、もう少し上げてもいいと思う。水道事業が独立採算制ということは理解できるが、事業運営ができなくなるのであれば、その不足分は市が税金を投入すべきだと思う。とこのような意見がございました。以上でございます。

(会長)

ありがとうございました。今までのことを踏まえまして、日程5の諮問事項に関する審議に移ります。

5 諮問事項に関する審議

(会長)

審議会としては、第一に水道料金改定の賛否について、また、これを容認する場合には、第二にその改定内容について調査審議を求められておりますので、はじめに改定自体の賛否について審議を行いたいと思います。

水道料金改定の賛否について審議を行うにあたっては、前回の資料であります「水道料金改定について」の内容がメインとなると思います。

登別市としては、支出の削減や効率的な運営、未収金をできるだけ解消する経営努力はするものの、現状のままでは、事業運営が難しいとの説明がありましたが、料金改定自体の賛否について、ご意見をいただけますでしょうか。

(委員)

市民の何人かに、水道料金があがることについて聞いたところ、反対してもしかたないや水道料金は安いのでしかたないといった意見がありました。また、なぜ説明会に行かないのかも聞いたところ、面倒だからという意見がありました。願いではありますが、人が居るところに出向いて行って、説明会を行ってほしいということです。「らくあ」にもポスターが貼ってありましたが、あまり人目に付かない場所でしたので、もう少し何枚も貼るとか、貼る場所を目立つところにする等の工夫が必要だと思いました。また、市民の方に知ってもらうことが第1だと思いますので、高齢の方から、幼児までが集まっている「らくあ」で、説明会を開催して欲しいと思います。

(会長)

やはりどこの自治体でも、広報場所については悩みの種となっております、今まで無関心できた結果が今の状況になっていると思いますので、すぐに改善策が打てるものではないとは思いますが、今後考えていかなければならない問題だとは思いますが。今回の値上げについては、どうでしょうか。

(委員)

未来の人のために、投資していかないといけないと思います。

(委員)

24日の夜の説明会に出席しましたが、現状がよくわかったし、老朽状況や経営状況を見ると、値上げに関してはやむを得ないと思いました。また、これからも安定して水を供給するためには、しかたないとの参加者の意見もありました。

(委員)

今回審議会でもいただいた資料等を見ると、やはり値上げは必要ではないでしょうか。

(会長)

他に反対意見等もないようですので、水道料金改定に自体につきましては賛同を得たものとします。

次に、どの位の改定率にするかということですが、登別市としては19.49%の値上げということでしたが、一方で長期健全経営ができるようになる27.74%でもいいのではないかとのお話もありましたが、具体的には水道料金の改定についての資料、9頁から15頁が該当する頁になりますが、こちらにつきましてご意見等いただけますでしょうか。

(委員)

蛇口をひねると水が出るのは当然のこと、周りの人で浄水器を付けている人がいたり、店から買ってきている人が結構居まして、理由を聞くと、薬品がたくさん入っているから、水道水は飲まない等意見がありまして、売っている水はおいしい神話みたいなものがあるように感じています。ただし値段は店にある水は水道水よりかなり高いので、薬品もあまり使わずにおいしい水を作ることであれば、27.74%の値上げでもいいような気もしますが、すぐに水道水がおいしいと浸透するとも思えないので、今回は19.49%値上げして、浄水場を建替して、薬品の少ない水であるとかのアピールをして、その後再度値上げに関して検討してみたいかでしょうか。

(委員)

19.49%と27.74%での見込みの比較はどうなっているのでしょうか

(事務局)

今回の料金改定の提案をさせていただくにあたり、まず市民の皆様には水を供給し続けることを最低条件としています。そこを考えたとき、19.49%は算定期間である、4年間はどうにか事業運営できるであろう改定率となっております

また、27.74%は、経営状況が改善されていく見込みがたち、ある程度長期間、安定した事業運営ができるであろう改定率となっております。

(委員)

前回副会長が、1リットル0.2円という話をされていたが、実際に19.49%上げたら、27.74%上げたら、1リットル何円になるのか示していただくとイメージしやすかった。また、4人家族での影響額等の比較ができるとわかりやすのではないのでしょうか。

(事務局)

住民説明会で使用したもので説明いたします。

まず、赤字になりまして、貯金もなくなるので経営努力のみでは事業運営ができなくなる見込みなので、一定のルールに基づき、料金改定作業を行っていきます。改定の周期については2017年度から着手しまして、今年度は審議会等も含めた周知期間としまして、算定期間は2019年度から2022年度までの4年間としました。料金体系につきましては、使用水量に関係なく負担をお願いしている基本料金と使用水量に応じての計量料金があります。現在の料金表の作りですが、逦増料金制度を採用しており、基本水量を5^mとしております。

ここで、現在の水道料金についてですが、1人1日約183リットルを使っておりますので、1か月では約5.5^mと登別市の決算数値ではこのようになっております。ここから割り返しますと、1人1か月分の水量が基本水量に含まれるという形になっております。実際の料金にしますと、単身世帯であれば基本水量内の5^mとなり1,242円、単純に倍にはならないとは思いますが、2人世帯では10^mとなり2,057円、4人世帯では20^mとなり3,969円となります。単純計算は出来ませんが、概ねこのような数字になるものと思われま

(委員)

実際に値上げした場合との比較はできないのでしょうか。

(事務局)

19.49%で値上げをした場合、5^mでは1,483円となり241円の増

加となり、10 m³では2,455円となり398円、20 m³では4,734円となり765円の増加となります。

また、27.74%の場合は、5 m³では1,586円となり344円の増加となり、10 m³では2,628円となり571円、20 m³では5,064円となり1,095円の増加となります。基本料金で考えますと、2つの改定率の差は100円程度となります。

(委員)

水道料金は今、2か月に一回の請求だが、1か月で請求すれば影響もそんなに大きくなるのではないのでしょうか。

(事務局)

2か月に一度の請求を行っている大きな理由はコスト面です。毎月請求となりますと、毎月納付書も発送しなければなりませんし、また口座振替を行うにも手数料が発生しますので、その費用が増えるということは、それは全て料金に反映されるものです。また、他の自治体でも見ましても、15万人規模であれば、8割以上が2か月に一度の請求になっております。サービスの面だけをみると毎月請求はいいのかもしれませんが、どうしてもコストがかかってしまいますので、今はこの形態をとっています。

(委員)

1か月で考えると、19.49%でも27.74%でも大きな違いは感じないが、算定期間を4年間にすることで、4年毎に市民の皆さんに水道事業の現状を解ってもらえるので、ちょうど良い期間だと思う。問題の周知とかを考えると10年は長すぎると思う。

(事務局)

補足ですが、どちらの改定率となっても、4年毎の見直しは行っていきましてその時点で改定が必要になるのか、必要はないのかの周知等は行ってまいります

(委員)

市民ともっと密接な関係が築ければいいと思いますので、例えばクリンクルセンターで行っているイベント会場に出て、パネル用を使って説明する等を行ってみてはどうでしょうか。これまでとは違うPR方法を取り入れていただきたい。

(委員)

新しい施設を建設する際には、市民の皆様が集まりそうな場所に出向いて行ってPRするというのもいいと思います。

また、高濁度の関係ですが、登別は雨が多く、濁度が上がりやすいとのことで

したが、膜ろ過することによって全てに対応出来るものではなく、濁りが酷いものをろ過すると目詰まりを起こしたりもしますので、完璧ではないので、災害時には節水をお願いしないといけない場合もでてくる。ただし、どんな災害でも対応出来るような施設を多くの費用をかけて建設しても、これからどんどん人口が減っていく中では現実的ではないので、なるべくコストをかけないように、しかも市民に負担をかけないような施設運営が必要になってくると思う。

(会長)

様々な意見がございましたが、答申にあたっての値上げ率につきましては、19.49%ということですのでよろしいでしょうか。

反対意見もないようですので、19.49%ですすめさせていただきます。

次に改定のタイミングですが、市の方では2019年4月1日に改定を行いたいとの話でしたが、こちらの時期についてご意見いただけますでしょうか。

(委員)

4月に行う理由については。

(事務局)

前回改定を7月に行ったところその年はすべてを新料金に対応していないこともありましたが、1年間新料金で対応させるために年度初めに設定したところでした。ただし改定までの今後の予定を考えますと、これよりも前に行うのは非常に難しいので、4月以降にするという選択肢はあると思いますが、会計的に2020年度には資金が不足してしまいますので、2019年度の早い段階の改正が必要になると考えています。

(委員)

会計年度の初めになりますので、4月1日がいいと思います。

(会長)

それでは、改定時期につきましては、2019年4月1日とします。

6 答申案に関する審議

(会長)

答申案についてですが、さきほど審議したとおり、水道料金改定は行わざる得ないということで、改定率は19.49%、改定時期を2019年4月1日としました、

また付帯事項としまして、民営化についてや、住民説明会での意見を反映させまして、答申案を次回までに作成し、審議できればと考えておりますが、よろし

いでしょうか。

(異議なしの声あり)

7 その他

(会長)

続いて、日程の7その他に移ります。はじめに、今後の審議予定ですが、私としては、次回第3回審議会において、答申をまとめたいと考えております。

そこで、次回第3回審議会の日程についてであります。私からの提案としましては、5月25日金曜日に開催してはいかがかと考えておりますが、いかがでしょうか、また開始時刻につきましては、午後2時ではいかがでしょうか。

(異議なしの声あり)

(会長)

異議なしの声がありましたので、次回第3回審議会は、5月25日、午後2時より開催することといたします。開催案内、当日審議する答申案については、開催1週間前を目途に、事務局より送付いたします。

その他、委員の皆さまから何かありますでしょうか。

(なしの声あり)

(会長)

それでは、事務局より連絡事項等がありますでしょうか。

(事務局)

事務局より、委員の皆さまに2点確認したい事項がございます。まず1つ目ですが、委員名簿を市の公式ホームページに掲載させていただいてもよろしいかということと、もう一つが、審議会の議事録について、委員の皆さまにお配りしてありますが、併せて、市の公式ホームページに掲載させていただいてもよろしいでしょうか。

なお、掲載にあたっては、発信者を特定できないよう、委員個人名は削除させていただきますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

(会長)

異議なしの声がありましたので、登別市の公式ホームページに委員名簿と議事録を公開することにいたします。

8 閉会

(会長)

それでは、予定した事項がすべて終了いたしましたので、これをもって第2回審議会を閉会いたします。皆さま、本日はありがとうございました。

終了 午後4時30分